



平成 25 年 12 月 2 日

各 位

会 社 名 関東天然瓦斯開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉井 正徳
(コード番号 1661 東証第一部)
問合せ先 総務部マネージャー 中山 正吾
(TEL 03-3241-5511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 1 月 6 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 25 年 10 月 24 日付「関東天然瓦斯開発株式会社と大多喜ガス株式会社との共同持株会社設立(株式移転)に関する株式移転計画の両社臨時株主総会による承認可決に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、平成 25 年 10 月 23 日開催の大多喜ガス株式会社臨時株主総会及び平成 25 年 10 月 24 日開催の当社臨時株主総会において、平成 26 年 1 月 6 日(予定)をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる K&O エナジーグループ株式会社(以下「K&O エナジーグループ」といいます。)を設立すること(以下「本株式移転」といいます。)に係る「株式移転計画」が承認可決されました。

これにより、平成 26 年 1 月 6 日をもって K&O エナジーグループが東京証券取引所市場第一部に新規上場し、完全子会社となる当社は平成 25 年 12 月 26 日に上場廃止となる予定です。そのため、上場に伴う諸規定を削除するとともに、公告方法の変更、監査役会の廃止及びこれらの変更に伴う現行定款の各条項の繰り上げ等を行うものであります(以下「本定款変更」といいます。)

なお、本定款変更は、平成 26 年 1 月 5 日までに本株式移転の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成 26 年 1 月 6 日にその効力を生じるものいたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都中央区</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. 監査役3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>千葉県茂原市</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. 監査役3. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>官報に掲載して</u>行う。</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 る)</p> <p><u>(株券の不発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行しない。</u></p>

<p><u>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</u> <u>第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p><u>(单元未満株式についての権利)</u> <u>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 次条に定める請求をする権利</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p><u>(单元未満株式の買増し)</u> <u>第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p>第11条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第8条 (現行どおり) <u>(株式の譲渡制限)</u> <u>第9条 当社の株式を譲渡するためには、取締役会の承認を得なければならない。</u></p>
<p>第12条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第10条～第12条 (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連</u></p>	<p>(削 る)</p>

<p><u>結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条～第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第27条～第29条 (条文省略)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査役全員の同意があるときは、招集の経手を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第13条～第23条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第24条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第27条 監査役は、<u>互選</u>によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日	平成26年1月6日(月)
定款変更の効力発生日	平成26年1月6日(月)

以上